

議案第15号

小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「医師」の次に「及び歯科医師」を加える。

附則第4項中「医師」の次に「及び歯科医療業務に従事する歯科医師」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

小田原市長 加藤憲一

(理由)

市立総合医療センターに新たに歯科医師を配置することに伴い、管理監督職勤務上限年齢制の対象から歯科医師を除くこととする等のため提案するものであります。